

「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理に対する意見
 全大阪消費者団体連絡会
 事務局長 飯田秀男

- 1 . 今回の議論の起点は、「行政刷新会議の事業見直し」だが……
- 1) タスクフォースの立ち上げは「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(2010年12月7日閣議決定)に因る
- ・「消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する」
- 2) タスクフォースの出発時の検討議論の流れは

「タスクフォース」の主な検討事項

- ・「基本方針」で示された考え方を踏まえて、センターの機能ごとに地方自治体や民間における実施状況を整理しつつ論点整理を行う。
- ・その上で、
 - ・消費者庁へ「一元化」可能な機能
 - ・民間へ移行可能な機能
 - ・それ以外の機能の在り方及び担い手等について検討を行う。

3) 消費者行政の充実・強化を求める議論の流れは

「国民生活センターの在り方等に関する検討会」最終報告(2007年9月)
 2008年3月 国民生活審議会消費者政策部会「国民生活センターのあり方」取りまとめ
 「第4回消費者行政推進会議」(2008年4月)で議論されず
 消費者庁及び消費者委員会設置法(2009年6月)
 消費者庁及び消費者委員会設置法附則

- 3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)及び消費者安全法(以下「消費者庁関連三法」という。)の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

消費者庁及び消費者委員会設置法案等の衆参附帯決議

衆議院決議

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

参議院決議

三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

4) 消費者委員会における議論はこれから？

5) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(2010年12月7日閣議決定)では、「本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることと」なっている。

6) したがって、消費者庁・国民生活センターによるタスクフォースの検討議論は中間整理を持って一時凍結すべき。

2. 中間整理の到達点は、

1) 「タスクフォース」は「あくまで消費者行政全体の機能強化を図る観点から検討を進め」た

2) 国民生活センターの役割・機能の受け皿を、消費者庁への内部化、「施設等機関」「その他」に区分して提示

3) 「タスクフォース」における共通認識

消費者庁の現状認識

国民生活センターの現状認識

「両組織の間では、多くの業務で目的・機能に重複がある」

「この重複を整理・合理化し」

「両組織の資源の有効活用を図る」

タスクフォースの出発時の検討課題の結論は、

- ・「民間機関や自治体において、国民生活センターが提供している各機能を全国的かつ継続的に実施することは、現状では困難」
- ・「各機能には相互補完性・一体性がある」
- ・「消費者行政の強化のためには、基本的には各機能を一体として国サイド（消費者庁及び国民生活センター）で実施すべき」

3．求められたのは、「事務・事業の見直し」ではなく、消費者行政の充実・強化

- 1) 当事者ではない立場から消費者委員会における検討を
- 2) 消費者委員会「地方消費者行政専門調査会報告書」(2011年4月)の提起と建議を受けて
- 3) 自治体消費者行政セクションからの要望を受け止めて

4．「現状と問題点」「見直しの視点」に矛盾はないか

- 1) 相互補完性・一体性と柔軟性・機動性は確保できるか
支援相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、広報機能を消費者庁に移管し、一元化し、うち、「支援相談、研修、相談処理テスト」機能は「施設等機関」が担うことで、相互補完性・一体性は確保できるか
- ・相互補完性・一体性は、相談情報を起点にして、分析・情報提供、広報、商品テスト、研修、ADR、法執行等への流れがよどみなく、行われるかどうかにかかっている。
「支援相談、研修、相談処理テスト」機能を「施設等機関」に委ね、消費者庁内に情報の収集・分析・提供、広報、商品テスト機能を保持することで、柔軟性・機動性は確保できるか

- 2) 「情報発信調整会議」「消費者政策レビュー会議」会議体の創設で柔軟性・機動性は担保できるか

- ・組織的に硬直化しないか

5．「今後の方向性」に示された組織のあり方について

- 1) 「施設等機関」の権限・独立性に係る議論は必要ないか